

国保のお知らせ

10月1日は

国保被保険者証の更新日です

国民健康保険被保険者証は、毎年1回、10月1日に更新を行ってまいります。

今回の更新から1人1枚のカード型に変わります。新しい被保険者証は、宛名が記入されている台紙に貼り付けてありますので、台紙からはがしてお使いください。保険証は簡易書留郵便にて郵送してまいります。まだ受領されていない世帯主の方は、郵便局、ま

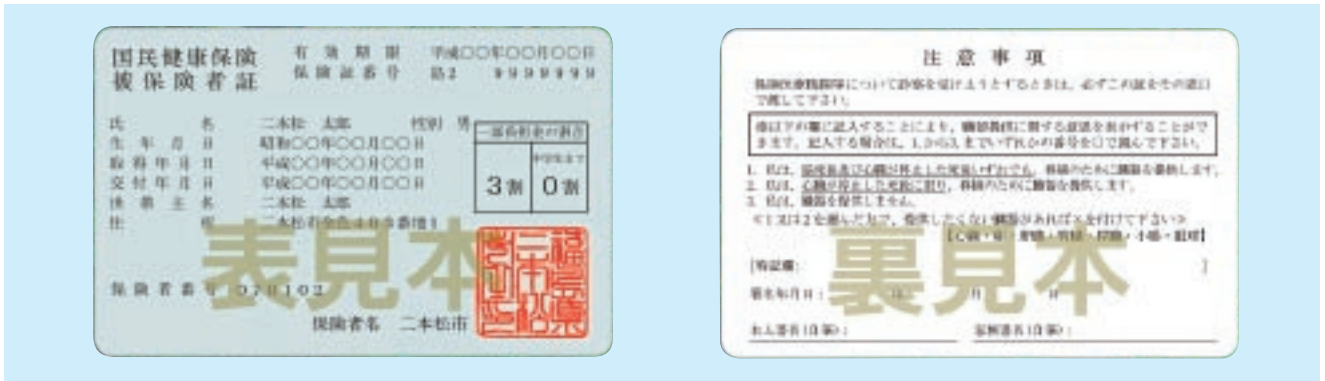
たは国保年金課国保年金係までお問い合わせください。被保険者証は9月6日現在で作成していますので、その後、記載事項に変更が生じた場合には、国保年金課国保年金係または各支所地域振興課に届け出てください。

届け出が遅れると、国民健康保険税等の過払いまたはさかのぼって賦課される場合があります。

～手続きに必要なもの～

- 保険の切り替えがあったとき
 - ・国保被保険者証(新しいもの)
 - ・社会保険等の保険証(社会保険に加入した方)
 - ・退職証明書(社会保険を脱退した方)
 - ・印鑑
- 学**被保険者証を更新するとき
 - ・今まで使っていた**学**被保険者証
 - ・在学証明書、印鑑
- 学**被保険者証を廃止するとき
 - ・今まで使っていた被保険者証
 - ・印鑑

カード型被保険者証(見本)



資格	有効期限
昭和10年10月2日～ 昭和11年10月1日 生まれの方	75歳になる誕生日の前日。有効期限日以降は後期高齢者医療制度へ移行となります。75歳になる誕生日の前に後期高齢者医療制度の被保険者証が送付されます。
昭和20年10月2日～ 昭和21年10月1日 生まれの退職被保険者証の方 (学 の表示のある方)	65歳になる誕生月の末日。1日生まれの方は前月末日まで。有効期限日以降は一般被保険者証へ切替となります。切替方法は対象の方へ後日ご連絡します。

被保険者証の有効期限
被保険者証の有効期限は通常は翌年の9月30日ですが、年齢によって異なる場合があります。詳しくは次の表のとおりです。

学・学**被保険者の方は**
修学中のため親元を離れている方に交付されている被保険者証(**学**被保険者証)も、10月1日に被保険者証の更新が必要です。該当される方にはご案内の通知を送付していますので、必要書類を添えて更新手続きをお願いします。また、従来発行していましたが遠隔地の被保険者証は、カード型に変更となったことに伴い廃止となります。

国保税は納期内に納めましょう
お医者さんにかかっている方からといって、国保税を納めない人がいると、きちんと納めている人との公平を損なうだけでなく、国保の健全運営に支障をきたします。国保税は納期内に納め、皆さんの国保がきちんと運営できるように協力ください。

納付期限から1年間納付がない場合には、国保被保険者証の返還を求め、代わりに短期被保険者証または資格証明書を発行することになりますので、早めにご相談ください。

◎お問い合わせ：
国保年金課国保年金係

☎(55)51-06